

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530024

研究課題名（和文） 戦後沖縄の自治制度史の研究

研究課題名（英文） History of Self-government System in Post War Okinawa

研究代表者

仲地 博（NAKACHI HIROSHI）

国立大学法人 琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：80045202

研究成果の概要：全体像を示すものとして「沖縄自立構想の歴史的展開」を研究し、沖縄には自治の豊かな土壌があり、琉球王国、明治政府下の特別な扱い、米軍占領の歴史的背景の下で構想力豊かな自治自立の提言がなされてきたかを明らかにした。個別論点としては、「復帰」の意味を問うた「沖縄県の誕生」と故玉野井芳郎の提唱した「地域主義と沖縄自治憲章」について考察した。ヒヤリングは、島袋清徳（元伊江村長）、比嘉茂政（元琉球政府地方課係長、元恩納村長、元県副知事）、座喜味たけ好（元復帰準備委員会琉球政府代表補佐、元県副知事、元沖縄電力社長）に行った。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	400,000	120,000	520,000
2008年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1300,000	240,000	1540,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：沖縄 自治 独立論 占領 琉球政府 復帰 玉野井芳郎 自治憲章

1. 研究開始当初の背景

（1）社会的実体としては大田沖縄県知事（当時）の代理署名（機関委任事務）の執行拒否、職務執行命令訴訟から10年、新地方自治法執行から8年が経過し、対等協力の関

係とされる国と地方の関係は落ち着いてくるころであるはずだが、実際には、三位一体改革、平成大合併、道州制論議と激動の中にあった。

（2）歴史的には、沖縄では時代の折り目

折り目で自立論独立論が台頭している。このころも、琉球自治州の会、琉球弧の先住民族の会、21世紀同人会、琉球独立党が活動を行っている。

(3) 戦後沖縄の自治制度は、いわば自治の実験が行われたような側面があり、新しい日本の国づくりに興味ある論点やモデルを提供できると考えた。

2. 研究の目的

(1) 戦後沖縄の自治制度について、政治的社会的状況を把握しつつ通史となるよう研究する。

(2) 第2次大戦後、沖縄は日本(本土)から分離されて米国の占領下に置かれた。本土の占領は、連合国による占領であったが、沖縄は米国単独の占領であった。1952年の講和条約発効後も、沖縄は、米国の支配下に置かれ続けることになる。1972年の施政権返還まで、沖縄はある意味で日本とは別個の社会史を刻んだのである。

沖縄の戦後自治の研究は、政治史の一環として論及されてきた。米軍統治が「異民族支配」と形容されたように、戦後沖縄の民衆運動の重要な目標の一つが自治の追及であったが故に、戦後沖縄政治史の研究において、自治がキーワードとなったのである。すなわち、自治制度の研究は、政治学者の手によって開拓されたといつてよい。本研究は公法学的側面が重視される。

(3) 本研究は、沖縄の自治制度史を描き出すことにより、日本の戦後自治制度史の欠落部分を埋めることになる。沖縄戦後の自治を考察すると、権力所在の革命的大変動があったにもかかわらず、戦前の明治憲法下の自治と戦後の自治が、原理面の断絶性の反面で実態面の連続性があることが浮き彫りになる。また、日本本土から切り離されたにもかかわらず、早くから制度の一体化が計られ、他方で沖縄独自の制度が生み出されたことも明らかである。

(4) 21世紀に多様な自治制度を構想しようとするとき、沖縄戦後自治制度史の

研究は多くの示唆を与えるであろう。

3. 研究の方法

本研究は、すでに公刊されている議事録や行政記録などの資料とまだ公になっていない一次資料、関係者からのヒヤリング等により事実関係の解明が基礎となる。そのため全期間を通して、ヒヤリングを含む実地調査、資料探索に努力する。その上で、その時代的背景を踏まえて日本法との比較、軍政の影響等を分析する。

4. 研究成果

(1) 「沖縄自立構想の歴史的展開」日本法学第72巻第2号・日本大学法学部・平成18年11月15日発行)

戦後自治制度の研究が本研究の主目的であったが戦後自治構想を理解するためには、どうしてもその背景となるものの解明が必要であった。すなわち、沖縄ほど自立についての議論のある地域はない。その理由は何か、①島嶼・亜熱帯などの地理的条件、②王国の歴史・非武装の島、③大戦時の地上戦の経験、④米軍統治、⑤復帰思想の5点を挙げることができる。さらにその背景に少数民族意識がある。

本研究では、ここから表出した自立構想を歴史的にその時代的背景と共に分析する。すなわち①明治期、②終戦直後、③復帰前後、④復帰10年目前後、⑤1995年前後である。最後に21世紀分権時代の沖縄と道州制をテーマに沖縄の現状を分析した。

(2) 「沖縄県の誕生—施政権返還・沖縄振興計画」『戦後をたどる』(琉球新報社・2007年2月)

「復帰」は、復帰運動の理念とは異なったものになった。政府の基本政策は、①日本国への組み込み、②経済振興策、③米軍基地の安定的維持であった。この三者は、一体であることを明らかにする。

沖縄県の誕生は、法的には戦前の沖縄県が復活したと理解される。市町村については、戦前—米軍統治下—復帰後の法的連続性が

確保されている。道州制こそが、「沖縄県の誕生」という表現を使用するとなると道州制の際こそ沖縄県の「誕生」となるかも知れない。

(3)「玉野井芳郎の地域主義と沖縄自治憲章」(吉田善明先生古希記念論文集刊行委員会編『憲法諸相と改憲論』(敬文堂 2007年8月))。

本論文で論じた点は以下の通りである。

- ① マッカーサー草案は「彼ら自身の憲章」について述べている。玉野井は、自治体憲法を論じるにあたって米国流のホーム・ルール・チャーターが念頭にあったのではないか。
- ② 玉野井は、地域が「本格的憲法」を持つ必要性を説いたが、彼の自治体憲法は、沖縄に即して「平和と生存を根幹とする沖縄自治憲章」として結実した。
- ③ 玉野井の地域主義は、沖縄によって深化した。それは同時に玉野井地域主義が沖縄で受け入れられる要因であった。
- ④ 玉野井「自治憲章」の歴史的意義は、第1に、玉野井「自治憲章」は、現在までほとんど知られず埋もれた状況であったが、現在ブームの自治基本条例の先駆であったこと、第2に復帰10年目の沖縄の自治を問い直すものであり、さらに道州制が議論される時代に今日的意義をもつこと。
- ⑤ 玉野井「自治憲章」の注目すべき特徴は、絶対平和主義、憲章の保障、抵抗権の記載にあった。特に、玉野井の地域主義は共同体を重視するが、「自治憲章」も沖縄の社会的基層であるシマに立脚した自治体の憲法として構想されたことにある。

(4)ヒヤリングは次の3者に対して行った。

- ①「島袋清徳」自治おきなわNo.400、401、402、403(沖縄県町村会発行・2006年1月、4月、7月、10月、2007年1月)、基地所在自治体の一つである伊江村の前村長に、基地行政、離島行政という沖縄自治体の特質にかかる

テーマについてヒヤリングした。

- ②「比嘉茂政」自治おきなわNo.410、411、412(沖縄県町村会発行、2008年12月、2009年1月、2009年4月)琉球政府市町村課を経験した比嘉氏に対して、復帰作業、復帰後の市町村行政、大田以後の県政等についてヒヤリングした。

- ③「座喜味彪好」自治おきなわNo.413、414、415 発表予定(沖縄県町村会) 座喜味氏は米国民政府に勤務した後、日本政府、米国民政府、琉球政府の代表で構成される復帰準備委員会の琉球政府代表補佐を務め、その後沖縄開発庁総合事務局、沖縄副知事を務めた。米国民政府(アメリカ政府の沖縄での出先機関)の実態、復帰準備委員会、沖縄電力民営化の問題等をヒヤリングした。

(5)まとめ

「沖縄自立構想の歴史的展開」については、再掲依頼(西川潤早稲田大学教授)、講演依頼(明治学院大学社会学部附属研究所 2007年6月)があった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

- ①仲地博「道州制論はアイデンティティの確認か」うるまネシア(21世紀同人会)9号 2008年10月10~14頁 査読無

- ②仲地博「道州制論議と沖縄」季刊沖縄(財団法人沖縄協会)2008年夏秋第35号1~8頁 査読無

- ③仲地博「玉野井芳郎の地域主義と沖縄自治憲章」『憲法諸相と改憲論』(敬文堂) 査読無 2007年8月115~138頁 査読無

- ④仲地博「沖縄県の誕生」『戦後をたどる一アメリカ世からヤマトの世へ』(那覇市歴

史博物館編・琉球新報社) 2007年2月248～
259頁 査読無

⑤仲地博「沖縄自立構想の歴史的展開」日
本法学72巻2号(日本大学法学部)2006年
11月503～526頁 査読無

[学会発表](計 1 件)

「道州制と沖縄」九州法学会第112回学術
大会シンポジウム「九州における平成合併と
地方自治・地域ガバナンスの課題」2007年
6月30日熊本大学

[その他]

①仲地博「アジア諸国の架け橋となる沖縄
の未来を描く」「財界トレンド」(日本経団連)
2009年4月号査 査読無

②仲地博「道州制論と沖縄州論—沖縄は単
独で州をめざす」NPO法人現代の理論・
社会フォーラムNEWS LETTER
2008年9月VOL. 1-8 査読無

③仲地博「沖縄自立構想の歴史的展開」研
究所年報38 明治学院大学社会学部附属研究
所(2008年)63～73頁 査読無

④ヒヤリングについては、「4研究成果」の
項参照

6. 研究組織

(1) 研究代表者

仲地 博 (NAKACHI HIROSHI)
琉球大学・法文学部・教授
研究者番号 80045202

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者